



建設技術審査証明事業

審査証明第1201-1号

建築物等の保全技術審査証明書

技術の名称：給水管更生技術「NPBラピッドⅡ工法」

対象管種：水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発目標に基づき証明するものである。

(開発の趣旨)

既存の集合住宅に施工された、硬質塩化ビニルライニング鋼管製給水管内部の赤水対策と配管の延命を図るため、配管を取り外すことなく、給水管内面に良質な防錆塗膜を形成する技術と管理体制を確立し、その普及を図る。

(開発目標)

- (1) 研磨工程においては、管内面の錆や付着物の除去性能が高いこと。
- (2) 塗布工程においては、管内面に防錆塗料の塗り残しがないこと。
- (3) 防錆塗膜の仕上りが平滑で、白化やピンホール、管閉塞がないこと。
- (4) 形成された防錆塗膜が水質に悪影響を与えないこと。
- (5) 塗膜を加圧温風と加圧温水で加熱養生し、施工当日中に通水する。1日の最少施工住戸数は外気温が10℃以上の場合4住戸、5℃以上10℃未満の場合3住戸を確保すること。

一般財団法人建築保全センターの建築物等の保全技術審査証明実施要領に基づき、依頼のあった給水管更生技術「NPBラピッドⅡ工法」の技術内容について下記の通り証明する。

なお、この技術は、平成24年10月に給水管更生技術「NPBラピッドⅡ工法」（依頼者：京浜管鉄工業株式会社）として審査証明されたものを、平成29年10月に内容変更と更新がされ、このたび、給水管更生技術「NPBラピッドⅡ工法」（依頼者：株式会社タイコー）として内容変更と更新したものである。

令和4年10月1日

建設技術審査証明協議会 会員

一般財団法人建築保全センター

理事長 奥田 修一

記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発目標に照らして審査した結果は、以下の通りである。

- (1) 研磨工程においては、研磨前乾燥、研磨材規格、研磨方法、管内清掃方法、研磨後の検査などからみて、管内面の錆や付着物の除去性能が高いものと判断される。
- (2) 塗布工程においては、使用塗料の種類、塗料の自動混合、管径・管長に応じた塗料の制御、塗料の排出確認、二方向のピグ通しなどからみて、塗り残しがないように施工できるものと判断される。
- (3) 塗布工程における減圧脱泡、二方向のピグ通し、温風養生方法、温水養生方法、施工後の確認・検査により、防錆塗膜の仕上りが平滑で、白化やピンホール、管閉塞がないものと判断される。
- (4) 形成された防錆塗膜の水質への影響についても、浸出試験データ等により所定の基準を満足するものと判断される。
- (5) 研磨工程から塗布工程までは従来工法の実績ベースから、加熱養生工程はそれにかかる時間の気温別測定データから作成された施工タイムテーブルによって、最少施工住戸数の当日通水が可能であると判断される。

2. 審査証明の前提

提出された資料には事実に反するものがないものとする。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より申請された開発の趣旨及び開発目標に対して作成された技術概要説明書及び技術審査証明資料に記載された範囲とする。

4. 審査証明の詳細（別添）

5. 審査証明の有効期限 令和9年9月30日

6. 審査証明の依頼者 株式会社タイコー

住所 千葉県船橋市本町7-27-15 新船橋ビル